

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月17日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等および繰上償還を予定しており所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

2020年6月18日から2021年6月17日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## &lt;訂正後&gt;

2020年6月18日から2021年6月17日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2021年2月19日までとし、2021年2月24日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

## (12)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

該当事項はありません。

## &lt;訂正後&gt;

純資産残高の減少により、商品性に沿った運用が困難になりつつあり、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2020年12月21日現在の受益者（2020年12月17日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、2021年2月24日付けで繰上償還することについての書面による決議（「書面決議」といいます。）を2021年1月28日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の議決権の合計数が、2020年12月21日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は2021年2月19日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2020年12月21日現在の受益者にお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2021年1月28日に委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt; 訂正前 &gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2020年3月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

&lt; 訂正後 &gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

### 委託会社の概況（2020年9月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革
  - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
  - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 3【投資リスク】

<更新後>

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 為替変動リスク

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資します。そのため、米ドルが円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

主要投資対象とする外国投資信託は、保有する米ドル建資産について、権利行使価格が取引時点の為替レートと同水準の円に対する米ドルのコール・オプション（対円で米ドルを買う権利）を売却します。米ドルが円に対して強く（円安に）なる場合は、売却したコール・オプションに損失が発生し米ドル建資産の保有にともなう為替差益を相殺することから、原則として為替差益を享受することができません。このため、コール・オプションを売却しない場合に比べて運用成果が劣後する可能性があります。

原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たにコール・オプションを売却します。米ドルが円に対して弱く（円高に）なった後に新たにコール・オプションを売却する場合には、権利行使価格が元のコール・オプション

の権利行使価格よりも円高水準となるため、その後為替レートが元の水準に戻ったとしても、基準価額は元の水準を下回る場合があります。

コール・オプションは、円に対する米ドルの水準に加え、金利や残存期間、変動率（ボラティリティ）の変化等により評価値が変動するため、売却したコール・オプションの評価値の上昇により損失が発生する場合があります。また、換金等に伴いオプション取引を解消する場合、市況動向や資金動向次第では不利な価格で解消しなければならぬケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。米ドル建債券に投資を行うため、米国金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。ハイ・イールド債券は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、基準価額の変動要因となります。

#### 信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

ファンドは、実質的に新興国の企業が発行する債券に投資する場合があります。新興国の債券に投資した場合、その債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴い

ます。

その他の主な留意点

- a. 市場環境、資産規模あるいは資金流入の状況等によっては、カバード・コール戦略を十分に行えない場合があります。
- b. ファンド名称中の「プレミアム」とは、オプション・プレミアムの「プレミアム」を意味します。
- c. ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、ファンドは繰上償還されます。また、ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- e. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- f. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

### <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

上記は2020年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

##### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）】

#### （1）【投資状況】

令和 2年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,946,133,829	97.99
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		39,736,979	2.00
純資産総額		1,985,970,778	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 2年 9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ショート・デュレーション・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド カ バード・コールクラス	6,160,600,918	0.31	1,953,526,551	0.3159	1,946,133,829	97.99
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,562	1.0041	99,970	1.0041	99,970	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.99
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年 7月18日）	40,187,391,178	40,573,241,909	9,895	9,990
第2計算期間末日（平成26年 8月18日）	44,311,828,852	44,742,585,673	9,773	9,868
第3計算期間末日（平成26年 9月18日）	47,483,742,891	47,946,942,471	9,739	9,834
第4計算期間末日（平成26年10月20日）	47,071,934,421	47,548,444,703	9,385	9,480
第5計算期間末日（平成26年11月18日）	45,230,479,006	45,687,893,802	9,394	9,489
第6計算期間末日（平成26年12月18日）	39,944,873,780	40,368,270,514	8,963	9,058
第7計算期間末日（平成27年 1月19日）	38,226,898,947	38,628,875,594	9,034	9,129
第8計算期間末日（平成27年 2月18日）	36,857,273,210	37,235,386,253	9,260	9,355
第9計算期間末日（平成27年 3月18日）	35,261,953,912	35,619,942,132	9,358	9,453
第10計算期間末日（平成27年 4月20日）	33,809,425,646	34,153,016,983	9,348	9,443
第11計算期間末日（平成27年 5月18日）	32,627,405,744	32,956,421,654	9,421	9,516
第12計算期間末日（平成27年 6月18日）	28,744,090,886	29,033,969,497	9,420	9,515
第13計算期間末日（平成27年 7月21日）	26,743,418,257	27,013,130,062	9,420	9,515
第14計算期間末日（平成27年 8月18日）	24,629,367,371	24,883,068,196	9,223	9,318
第15計算期間末日（平成27年 9月18日）	22,489,037,722	22,725,458,167	9,037	9,132
第16計算期間末日（平成27年10月19日）	21,043,520,773	21,270,060,376	8,825	8,920
第17計算期間末日（平成27年11月18日）	20,202,974,473	20,420,003,139	8,843	8,938
第18計算期間末日（平成27年12月18日）	17,249,163,753	17,446,770,571	8,293	8,388
第19計算期間末日（平成28年 1月18日）	15,271,465,862	15,460,721,963	7,666	7,761

第20計算期間末日	(平成28年 2月18日)	14,095,041,820	14,277,494,784	7,339	7,434
第21計算期間末日	(平成28年 3月18日)	13,941,126,543	14,118,422,039	7,470	7,565
第22計算期間末日	(平成28年 4月18日)	13,515,835,004	13,690,318,899	7,359	7,454
第23計算期間末日	(平成28年 5月18日)	13,526,373,877	13,699,228,157	7,434	7,529
第24計算期間末日	(平成28年 6月20日)	12,647,615,236	12,816,137,502	7,130	7,225
第25計算期間末日	(平成28年 7月19日)	12,233,659,614	12,396,412,014	7,141	7,236
第26計算期間末日	(平成28年 8月18日)	11,503,454,869	11,661,486,912	6,915	7,010
第27計算期間末日	(平成28年 9月20日)	11,245,224,903	11,398,428,859	6,973	7,068
第28計算期間末日	(平成28年10月18日)	11,017,852,674	11,166,375,234	7,047	7,142
第29計算期間末日	(平成28年11月18日)	10,704,217,756	10,847,600,087	7,092	7,187
第30計算期間末日	(平成28年12月19日)	10,401,236,650	10,537,591,850	7,247	7,342
第31計算期間末日	(平成29年 1月18日)	9,634,684,326	9,764,392,259	7,057	7,152
第32計算期間末日	(平成29年 2月20日)	9,405,365,492	9,531,657,424	7,075	7,170
第33計算期間末日	(平成29年 3月21日)	9,006,618,032	9,128,182,724	7,038	7,133
第34計算期間末日	(平成29年 4月18日)	8,562,031,383	8,680,881,569	6,844	6,939
第35計算期間末日	(平成29年 5月18日)	8,250,117,736	8,364,729,713	6,838	6,933
第36計算期間末日	(平成29年 6月19日)	7,850,598,626	7,960,952,082	6,758	6,853
第37計算期間末日	(平成29年 7月18日)	7,417,790,598	7,523,755,705	6,650	6,745
第38計算期間末日	(平成29年 8月18日)	6,893,808,649	6,995,559,153	6,436	6,531
第39計算期間末日	(平成29年 9月19日)	6,722,282,344	6,822,069,736	6,400	6,495
第40計算期間末日	(平成29年10月18日)	6,458,647,575	6,554,620,231	6,393	6,488
第41計算期間末日	(平成29年11月20日)	6,155,252,329	6,247,972,212	6,307	6,402
第42計算期間末日	(平成29年12月18日)	5,829,136,563	5,917,107,900	6,295	6,390
第43計算期間末日	(平成30年 1月18日)	5,446,713,786	5,530,855,557	6,150	6,245
第44計算期間末日	(平成30年 2月19日)	4,933,667,124	5,013,913,661	5,841	5,936
第45計算期間末日	(平成30年 3月19日)	4,765,923,846	4,843,998,592	5,799	5,894
第46計算期間末日	(平成30年 4月18日)	4,660,288,006	4,736,916,185	5,778	5,873
第47計算期間末日	(平成30年 5月18日)	4,575,136,372	4,650,904,742	5,736	5,831
第48計算期間末日	(平成30年 6月18日)	4,446,160,013	4,520,507,348	5,681	5,776
第49計算期間末日	(平成30年 7月18日)	4,258,324,835	4,330,332,042	5,618	5,713
第50計算期間末日	(平成30年 8月20日)	4,085,380,203	4,155,666,605	5,522	5,617
第51計算期間末日	(平成30年 9月18日)	3,970,226,682	4,038,891,095	5,493	5,588
第52計算期間末日	(平成30年10月18日)	3,831,248,803	3,898,760,145	5,391	5,486
第53計算期間末日	(平成30年11月19日)	3,710,875,592	3,777,860,805	5,263	5,358
第54計算期間末日	(平成30年12月18日)	3,585,809,444	3,651,782,461	5,164	5,259
第55計算期間末日	(平成31年 1月18日)	3,269,586,458	3,332,427,363	4,943	5,038
第56計算期間末日	(平成31年 2月18日)	3,293,681,244	3,336,602,565	4,988	5,053
第57計算期間末日	(平成31年 3月18日)	3,218,971,160	3,261,052,625	4,972	5,037
第58計算期間末日	(平成31年 4月18日)	3,172,458,603	3,213,709,924	4,999	5,064
第59計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	3,069,021,030	3,109,991,433	4,869	4,934
第60計算期間末日	(令和 1年 6月18日)	3,007,611,345	3,048,385,403	4,795	4,860
第61計算期間末日	(令和 1年 7月18日)	2,921,188,042	2,961,190,850	4,747	4,812
第62計算期間末日	(令和 1年 8月19日)	2,776,945,312	2,816,278,824	4,589	4,654

第63計算期間末日	(令和 1年 9月18日)	2,784,318,267	2,823,451,361	4,625	4,690
第64計算期間末日	(令和 1年10月18日)	2,712,208,122	2,750,803,044	4,568	4,633
第65計算期間末日	(令和 1年11月18日)	2,648,935,341	2,687,349,947	4,482	4,547
第66計算期間末日	(令和 1年12月18日)	2,630,716,166	2,668,701,166	4,502	4,567
第67計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	2,538,647,854	2,575,315,440	4,500	4,565
第68計算期間末日	(令和 2年 2月18日)	2,481,560,527	2,517,740,034	4,458	4,523
第69計算期間末日	(令和 2年 3月18日)	2,019,688,231	2,055,368,230	3,679	3,744
第70計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	1,909,275,977	1,944,982,487	3,476	3,541
第71計算期間末日	(令和 2年 5月18日)	1,820,351,922	1,856,087,993	3,311	3,376
第72計算期間末日	(令和 2年 6月18日)	1,957,876,330	1,993,702,395	3,552	3,617
第73計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	1,969,592,125	1,991,716,881	3,561	3,601
第74計算期間末日	(令和 2年 8月18日)	1,990,799,504	2,012,856,635	3,610	3,650
第75計算期間末日	(令和 2年 9月18日)	1,993,482,041	2,015,477,984	3,625	3,665
	令和 1年 9月末日	2,764,309,375		4,619	
	10月末日	2,709,006,400		4,565	
	11月末日	2,650,966,494		4,510	
	12月末日	2,626,371,309		4,524	
	令和 2年 1月末日	2,486,423,177		4,449	
	2月末日	2,411,755,932		4,358	
	3月末日	1,961,733,574		3,566	
	4月末日	1,881,060,008		3,413	
	5月末日	1,915,761,041		3,470	
	6月末日	1,962,109,075		3,545	
	7月末日	1,970,477,191		3,563	
	8月末日	2,011,470,747		3,646	
	9月末日	1,985,970,778		3,610	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	95円
第2計算期間	95円
第3計算期間	95円
第4計算期間	95円
第5計算期間	95円
第6計算期間	95円
第7計算期間	95円
第8計算期間	95円
第9計算期間	95円
第10計算期間	95円
第11計算期間	95円
第12計算期間	95円

第13計算期間	95円
第14計算期間	95円
第15計算期間	95円
第16計算期間	95円
第17計算期間	95円
第18計算期間	95円
第19計算期間	95円
第20計算期間	95円
第21計算期間	95円
第22計算期間	95円
第23計算期間	95円
第24計算期間	95円
第25計算期間	95円
第26計算期間	95円
第27計算期間	95円
第28計算期間	95円
第29計算期間	95円
第30計算期間	95円
第31計算期間	95円
第32計算期間	95円
第33計算期間	95円
第34計算期間	95円
第35計算期間	95円
第36計算期間	95円
第37計算期間	95円
第38計算期間	95円
第39計算期間	95円
第40計算期間	95円
第41計算期間	95円
第42計算期間	95円
第43計算期間	95円
第44計算期間	95円
第45計算期間	95円
第46計算期間	95円
第47計算期間	95円
第48計算期間	95円
第49計算期間	95円
第50計算期間	95円
第51計算期間	95円
第52計算期間	95円
第53計算期間	95円
第54計算期間	95円
第55計算期間	95円

第56計算期間	65円
第57計算期間	65円
第58計算期間	65円
第59計算期間	65円
第60計算期間	65円
第61計算期間	65円
第62計算期間	65円
第63計算期間	65円
第64計算期間	65円
第65計算期間	65円
第66計算期間	65円
第67計算期間	65円
第68計算期間	65円
第69計算期間	65円
第70計算期間	65円
第71計算期間	65円
第72計算期間	65円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.10
第2計算期間	0.27
第3計算期間	0.62
第4計算期間	2.65
第5計算期間	1.10
第6計算期間	3.57
第7計算期間	1.85
第8計算期間	3.55
第9計算期間	2.08
第10計算期間	0.90
第11計算期間	1.79
第12計算期間	0.99
第13計算期間	1.00
第14計算期間	1.08
第15計算期間	0.98
第16計算期間	1.29
第17計算期間	1.28
第18計算期間	5.14

第19計算期間	6.41
第20計算期間	3.02
第21計算期間	3.07
第22計算期間	0.21
第23計算期間	2.31
第24計算期間	2.81
第25計算期間	1.48
第26計算期間	1.83
第27計算期間	2.21
第28計算期間	2.42
第29計算期間	1.98
第30計算期間	3.52
第31計算期間	1.31
第32計算期間	1.60
第33計算期間	0.81
第34計算期間	1.40
第35計算期間	1.30
第36計算期間	0.21
第37計算期間	0.19
第38計算期間	1.78
第39計算期間	0.91
第40計算期間	1.37
第41計算期間	0.14
第42計算期間	1.31
第43計算期間	0.79
第44計算期間	3.47
第45計算期間	0.90
第46計算期間	1.27
第47計算期間	0.91
第48計算期間	0.69
第49計算期間	0.56
第50計算期間	0.01
第51計算期間	1.19
第52計算期間	0.12
第53計算期間	0.61
第54計算期間	0.07
第55計算期間	2.43
第56計算期間	2.22
第57計算期間	0.98
第58計算期間	1.85
第59計算期間	1.30
第60計算期間	0.18
第61計算期間	0.35

第62計算期間	1.95
第63計算期間	2.20
第64計算期間	0.17
第65計算期間	0.45
第66計算期間	1.89
第67計算期間	1.39
第68計算期間	0.51
第69計算期間	16.01
第70計算期間	3.75
第71計算期間	2.87
第72計算期間	9.24
第73計算期間	1.37
第74計算期間	2.49
第75計算期間	1.52

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	40,716,418,838	100,552,393	40,615,866,445
第2計算期間	4,883,652,478	156,695,578	45,342,823,345
第3計算期間	3,606,303,303	191,276,109	48,757,850,539
第4計算期間	1,724,219,550	323,092,951	50,158,977,138
第5計算期間	1,228,219,107	3,238,270,266	48,148,925,979
第6計算期間	561,114,721	4,141,963,383	44,568,077,317
第7計算期間	204,876,936	2,459,622,926	42,313,331,327
第8計算期間	440,050,892	2,952,009,219	39,801,373,000
第9計算期間	607,178,688	2,725,581,132	37,682,970,556
第10計算期間	516,357,200	2,031,818,518	36,167,509,238
第11計算期間	188,509,623	1,722,765,155	34,633,253,706
第12計算期間	712,082,437	4,831,798,056	30,513,538,087
第13計算期間	173,069,328	2,295,891,026	28,390,716,389
第14計算期間	266,436,721	1,951,803,074	26,705,350,036
第15計算期間	111,432,356	1,930,419,664	24,886,362,728
第16計算期間	75,046,158	1,115,134,833	23,846,274,053
第17計算期間	63,003,969	1,064,155,191	22,845,122,831
第18計算期間	80,230,456	2,124,635,577	20,800,717,710
第19計算期間	139,409,177	1,018,432,026	19,921,694,861
第20計算期間	81,820,943	797,940,603	19,205,575,201
第21計算期間	51,603,136	594,494,471	18,662,683,866
第22計算期間	109,110,291	405,068,361	18,366,725,796
第23計算期間	105,969,386	277,507,771	18,195,187,411

第24計算期間	98,600,789	554,602,205	17,739,185,995
第25計算期間	101,195,868	708,550,243	17,131,831,620
第26計算期間	80,150,149	577,029,792	16,634,951,977
第27計算期間	69,346,886	577,566,628	16,126,732,235
第28計算期間	43,766,321	536,544,798	15,633,953,758
第29計算期間	41,674,718	582,751,491	15,092,876,985
第30計算期間	41,167,827	780,865,849	14,353,178,963
第31計算期間	38,828,258	738,540,486	13,653,466,735
第32計算期間	90,282,962	449,862,043	13,293,887,654
第33計算期間	40,675,282	538,279,537	12,796,283,399
第34計算期間	36,164,894	321,902,350	12,510,545,943
第35計算期間	36,348,597	482,475,868	12,064,418,672
第36計算期間	35,155,259	483,420,652	11,616,153,279
第37計算期間	33,324,791	495,256,211	11,154,221,859
第38計算期間	32,189,682	475,832,094	10,710,579,447
第39計算期間	31,328,348	237,971,741	10,503,936,054
第40計算期間	30,647,619	432,198,763	10,102,384,910
第41計算期間	30,253,770	372,650,936	9,759,987,744
第42計算期間	51,104,727	550,951,726	9,260,140,745
第43計算期間	27,570,197	430,682,324	8,857,028,618
第44計算期間	27,164,036	437,188,720	8,447,003,934
第45計算期間	26,792,162	255,401,717	8,218,394,379
第46計算期間	29,576,965	181,847,227	8,066,124,117
第47計算期間	29,009,821	119,515,959	7,975,617,979
第48計算期間	28,210,824	177,793,518	7,826,035,285
第49計算期間	27,570,232	273,899,463	7,579,706,054
第50計算期間	30,375,698	211,513,033	7,398,568,719
第51計算期間	28,022,962	198,758,702	7,227,832,979
第52計算期間	26,620,298	147,996,138	7,106,457,139
第53計算期間	36,230,169	91,612,186	7,051,075,122
第54計算期間	46,965,202	153,512,140	6,944,528,184
第55計算期間	30,520,429	360,216,469	6,614,832,144
第56計算期間	55,770,717	67,322,606	6,603,280,255
第57計算期間	19,803,336	149,011,982	6,474,071,609
第58計算期間	22,507,073	150,221,575	6,346,357,107
第59計算期間	15,582,412	58,800,511	6,303,139,008
第60計算期間	19,389,308	49,596,276	6,272,932,040
第61計算期間	19,471,560	138,125,323	6,154,278,277
第62計算期間	19,690,141	122,658,865	6,051,309,553
第63計算期間	25,603,524	56,437,047	6,020,476,030
第64計算期間	19,090,829	101,886,508	5,937,680,351
第65計算期間	19,268,663	47,009,519	5,909,939,495
第66計算期間	20,571,254	86,664,549	5,843,846,200

第67計算期間	17,455,091	220,134,070	5,641,167,221
第68計算期間	15,821,630	90,910,840	5,566,078,011
第69計算期間	18,291,356	95,138,660	5,489,230,707
第70計算期間	19,924,532	15,845,856	5,493,309,383
第71計算期間	22,410,182	17,862,378	5,497,857,187
第72計算期間	35,725,369	21,880,132	5,511,702,424
第73計算期間	29,255,627	9,768,918	5,531,189,133
第74計算期間	13,487,329	30,393,491	5,514,282,971
第75計算期間	14,665,076	29,962,057	5,498,985,990

(参考)

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 2年 9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		100,282,127	100.00
純資産総額		100,282,127	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

##### <訂正前>

2024年3月18日まで（2014年4月22日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。  
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

##### <訂正後>

2024年3月18日まで（2014年4月22日設定）

繰上償還が決定した場合、2021年2月24日まで（2014年4月22日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。  
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年3月19日から令和2年9月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）】

## (1)【貸借対照表】

	前期 [ 令和 2年 3月18日現在 ]	当期 [ 令和 2年 9月18日現在 ]
(単位：円)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	82,628,588	35,263,946
投資信託受益証券	1,981,166,321	1,953,526,551
親投資信託受益証券	99,970	99,970
未収入金	-	29,990,000
流動資産合計	2,063,894,879	2,018,880,467
資産合計	2,063,894,879	2,018,880,467
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	35,679,999	21,995,943
未払解約金	6,423,558	1,454,698
未払受託者報酬	61,015	56,512
未払委託者報酬	2,033,801	1,883,726
未払利息	149	24
その他未払費用	8,126	7,523
流動負債合計	44,206,648	25,398,426
負債合計	44,206,648	25,398,426
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,489,230,707	5,498,985,990
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,469,542,476	3,505,503,949
（分配準備積立金）	456,162,719	471,121,565
元本等合計	2,019,688,231	1,993,482,041
純資産合計	2,019,688,231	1,993,482,041
負債純資産合計	2,063,894,879	2,018,880,467

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期			
	自 至	令和 1年 令和 2年	9月19日 3月18日	自 至	令和 2年 令和 2年	3月19日 9月18日
営業収益						
配当株式			178,218,394			208,041,426
受取利息			114			247
有価証券売買等損益			465,360,939			52,701,196
営業収益合計			287,142,431			155,340,477
営業費用						
支払利息			7,712			9,072
受託者報酬			426,355			325,228
委託者報酬			14,211,716			10,840,913
その他費用			56,789			43,301
営業費用合計			14,702,572			11,218,514
営業利益又は営業損失（ ）			301,845,003			144,121,963
経常利益又は経常損失（ ）			301,845,003			144,121,963
当期純利益又は当期純損失（ ）			301,845,003			144,121,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			645,843			316,500
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			3,236,157,763			3,469,542,476
剰余金増加額又は欠損金減少額			351,891,978			81,319,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			351,891,978			81,319,575
剰余金減少額又は欠損金増加額			60,555,911			87,640,035
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			60,555,911			87,640,035
分配金			223,521,620			173,446,476
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			3,469,542,476			3,505,503,949

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	前期	当期
	[令和 2年 3月18日現在]	[令和 2年 9月18日現在]
1. 期首元本額	6,020,476,030円	5,489,230,707円
期中追加設定元本額	110,498,823円	135,468,115円
期中一部解約元本額	641,744,146円	125,712,832円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,469,542,476円	3,505,503,949円
3. 受益権の総数	5,489,230,707口	5,498,985,990口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年 9月19日 至 令和 2年 3月18日			当期 自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第64期 令和 1年 9月19日 令和 1年10月18日			第70期 令和 2年 3月19日 令和 2年 4月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,513,302円	費用控除後の配当等収益額	A	48,316,934円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	220,737,887円	収益調整金額	C	213,641,174円
分配準備積立金額	D	563,734,681円	分配準備積立金額	D	454,850,604円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	813,985,870円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	716,808,712円
当ファンドの期末残存口数	F	5,937,680,351口	当ファンドの期末残存口数	F	5,493,309,383口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,370円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,304円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,594,922円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,706,510円
第65期 令和 1年10月19日 令和 1年11月18日			第71期 令和 2年 4月21日 令和 2年 5月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,192,729円	費用控除後の配当等収益額	A	38,681,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	221,492,541円	収益調整金額	C	215,721,533円
分配準備積立金額	D	550,275,924円	分配準備積立金額	D	465,947,016円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	801,961,194円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	720,350,198円
当ファンドの期末残存口数	F	5,909,939,495口	当ファンドの期末残存口数	F	5,497,857,187口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,356円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,310円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,414,606円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,736,071円
第66期 令和 1年11月19日 令和 1年12月18日			第72期 令和 2年 5月19日 令和 2年 6月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,447,623円	費用控除後の配当等収益額	A	31,598,806円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	220,878,972円	収益調整金額	C	219,372,662円
分配準備積立金額	D	534,131,679円	分配準備積立金額	D	467,034,915円

前期 自 令和 1年 9月19日 至 令和 2年 3月18日			当期 自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	783,458,274円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	718,006,383円
当ファンドの期末残存口数	F	5,843,846,200口	当ファンドの期末残存口数	F	5,511,702,424口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,340円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,302円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,985,000円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,826,065円
第67期 令和 1年12月19日 令和 2年 1月20日			第73期 令和 2年 6月19日 令和 2年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,912,454円	費用控除後の配当等収益額	A	28,259,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	214,728,738円	収益調整金額	C	222,625,462円
分配準備積立金額	D	504,888,979円	分配準備積立金額	D	461,991,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	744,530,171円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	712,876,949円
当ファンドの期末残存口数	F	5,641,167,221口	当ファンドの期末残存口数	F	5,531,189,133口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,319円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,288円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,667,586円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,124,756円
第68期 令和 2年 1月21日 令和 2年 2月18日			第74期 令和 2年 7月21日 令和 2年 8月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,538,170円	費用控除後の配当等収益額	A	25,936,683円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	213,238,073円	収益調整金額	C	223,080,563円
分配準備積立金額	D	485,203,400円	分配準備積立金額	D	465,560,583円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	722,979,643円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	714,577,829円
当ファンドの期末残存口数	F	5,566,078,011口	当ファンドの期末残存口数	F	5,514,282,971口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,298円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,295円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,179,507円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,057,131円
第69期 令和 2年 2月19日 令和 2年 3月18日			第75期 令和 2年 8月19日 令和 2年 9月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,350,832円	費用控除後の配当等収益額	A	26,222,718円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	211,831,609円	収益調整金額	C	223,705,148円

前期 自 令和 1年 9月19日 至 令和 2年 3月18日			当期 自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日		
分配準備積立金額	D	465,491,886円	分配準備積立金額	D	466,894,790円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	703,674,327円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	716,822,656円
当ファンドの期末残存口数	F	5,489,230,707口	当ファンドの期末残存口数	F	5,498,985,990口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,281円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,303円
1万口当たり分配金額	H	65円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,679,999円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,995,943円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 9月19日 至 令和 2年 3月18日	当期 自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 2年 3月18日現在 ]	[ 令和 2年 9月18日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 2年 3月18日現在 ]	[ 令和 2年 9月18日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	386,036,085	43,740,267
親投資信託受益証券		
合計	386,036,085	43,740,267

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [ 令和 2年 3月18日現在 ]	当期 [ 令和 2年 9月18日現在 ]
1口当たり純資産額	0.3679円	0.3625円
(1万口当たり純資産額)	(3,679円)	(3,625円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラス	6,160,600,918	1,953,526,551	
投資信託受益証券 合計		6,160,600,918	1,953,526,551	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,562	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,562	99,970	
合計		6,160,700,480	1,953,626,521	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## マネー・プール マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和2年9月18日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	100,283,447
流動資産合計	100,283,447
資産合計	100,283,447
負債の部	
流動負債	
未払解約金	25
未払利息	71
流動負債合計	96
負債合計	96
純資産の部	
元本等	
元本	99,874,688
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	408,663
元本等合計	100,283,351
純資産合計	100,283,351
負債純資産合計	100,283,447

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和2年9月18日現在]
1. 期首	令和2年3月19日
期首元本額	114,102,790円
期中追加設定元本額	4,169,429円
期中一部解約元本額	18,397,531円
元本の内訳	
世界投資適格債オープン(為替ヘッジあり)(毎月決算型)	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)	4,314,823円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)米ドルコース(毎月決算型)	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)豪ドルコース(毎月決算型)	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)ブラジル・リアルコース(毎月決算型)	15,855,020円

[令和 2年 9月18日現在]

マネー・プール・ファンド	64,267,800円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)トルコ・リラコース (毎月決算型)	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベ ストメント・オープン(円ヘッジ)成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベ ストメント・オープン(円ヘッジ)分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベ ストメント・オープン(円ヘッジなし)成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベ ストメント・オープン(円ヘッジなし)分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)為替ヘッジなし コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)円コース(毎月決 算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インド・ルピー コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インドネシア・ル ピアコース(毎月決算型)	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(1 年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(毎 月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(毎月決算型)	99,592円

	[令和 2年 9月18日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）	1,800,837円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	2,252,276円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）	99,562円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	99,874,688円
2. 受益権の総数	99,874,688口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 2年 3月19日 至 令和 2年 9月18日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 2年 9月18日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2. 時価の算定方法 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	時価で計上しているためその差額はありません。  (1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

### （デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	[ 令和 2年 9月18日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0041円
(1万口当たり純資産額)	(10,041円)

## 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

【US 短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 9月30日現在

( 単位：円 )

資産総額	1,989,166,255
負債総額	3,195,477
純資産総額 ( - )	1,985,970,778
発行済口数	5,500,666,936口
1口当たり純資産価額 ( / )	0.3610
( 10,000口当たり )	( 3,610 )

(参考)

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 9月30日現在

(単位:円)

資産総額	100,282,229
負債総額	102
純資産総額( - )	100,282,127
発行済口数	99,874,391口
1口当たり純資産価額( / )	1.0041
(10,000口当たり)	(10,041)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額等

2020年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	859	14,414,569
追加型公社債投資信託	16	1,356,084
単位型株式投資信託	70	347,068
単位型公社債投資信託	26	137,304
合計	971	16,255,025

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

## (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)		

<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		293,258		687,565
<b>未払金</b>				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	2	3,990,054	2	4,026,078
その他未払金	2	3,961,765	2	3,818,195
未払費用	2	3,803,995	2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341
賞与引当金		901,135		933,517

役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		

支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122

経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		
商標使用料		90,000		
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

#### （未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価

中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一した算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

#### (貸借対照表関係)

##### 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

##### 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

#### (損益計算書関係)

##### 1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
建物	2,547千円	
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	
合計	1,351,912千円	675,956千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-

負債計	4,026,078	4,026,078	-
-----	-----------	-----------	---

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

## 3. 売却したその他有価証券

第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557

期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

#### (5)年金資産に関する事項

##### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

##### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-

繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)

親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

## 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円
-------------	--------------------------	---------	---------------	-----	----	-------------------------------	---------------------------	-----------------	-------	---------------

## 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
- なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### （1）受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2020年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### （2）販売会社

名称	資本金の額 （2020年3月末現在）	事業の内容
a uカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年3月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年9月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

# 独立監査人の監査報告書

令和2年10月28日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUS短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）の令和2年3月19日から令和2年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース（毎月決算型）の令和2年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 印  
行社員指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印  
行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。